

令和6年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。
また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和6年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 150,545 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,446,919 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	269,598	195,856	0	645	18,624	54,473
	老人福祉事業	14,379	0	0	2,764	2,959	8,656
	児童福祉事業	765,442	563,341	0	0	51,492	150,609
	小計	1,049,419	759,197	0	3,409	73,075	213,738
保健衛生	予防事業	32,369	197	0	0	8,197	23,975
	小計	32,369	197	0	0	8,197	23,975
社会保険	国民健康保険事業	103,973	46,347	0	0	14,682	42,944
	後期高齢者医療事業	50,948	37,495	0	0	3,427	10,026
	介護保険事業	210,210	9,395	0	0	51,164	149,651
	小計	365,131	93,237	0	0	69,273	202,621
合計		1,446,919	852,631	0	3,409	150,545	440,334

令和7年9月29日
錦町長 森本 完一